

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成25年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成25年12月4日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	議案第93号	那智勝浦町製氷貯氷施設の設置及び管理に関する条例……………	90
日程第2	議案第94号	平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算(第5号)……………	96
日程第3	議案第95号	大谷地区残土処理場整備事業に係る建設工事委託協定の変更について……………	109
日程第4	議案第96号	太田川取水・浄水施設築造(取水施設)工事請負契約について……………	110
日程第5	議案第97号	那智中学校新校舎建築工事請負契約の変更について……………	111
日程第6	常任委員会報告……………		112
日程第7	委員会所管事務調査継続調査要求……………		121
日程第8	閉会中の継続調査要求……………		121
日程第9	議員派遣について……………		121

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	左 近 誠	2番	荒 尾 典 男
3番	下 崎 弘 通	4番	森 本 隆 夫
5番	曾 根 和 仁	6番	湊 谷 幸 三
7番	田 中 幸 子	8番	東 信 介
10番	山 縣 弘 明	11番	中 岩 和 子
12番	引 地 稔 治		

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	笠 松 昭 紀	消 防 長	中 嶋 秀 和
参 事 (総務課長)	藪 本 活 英	総務課新病院 建設推進室長	浪 花 潔
会 計 管 理 者	久 原 章 功	病 院 事 務 長	八 木 敦 哉
税 務 課 長	城 本 和 男	住 民 課 長	玉 井 弘 史
福 祉 課 長	福 居 和 之	観 光 産 業 課 長	松 下 安 孝
建 設 課 長	橋 本 典 幸	水 道 課 長	藪 根 敏 夫
教 育 次 長	瀧 本 雄 之	総 務 課 副 課 長	矢 熊 義 人

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

事 務 局 長	伊 藤 善 之
事 務 局 主 査	寺 地 強
事 務 局 副 主 査	脇 地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第93号 那智勝浦町製氷貯氷施設の設置及び管理に関する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第1、議案第93号那智勝浦町製氷貯氷施設の設置及び管理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） おはようございます。

議案第93号について御説明させていただきます。

その前に、議案第93号及びこの後審議予定の議案第94号中の出資金につきましては、本議会の初日の議案の中に提出するのが本来の形であったのでございますが、この後の議案を審議する中で、そしてこの貯氷製氷施設の委託先の法人の検討をする中で、派遣職員の身分的なものに対する地公法上の問題等々の確認作業に手間がかかりまして、最終的に顧問弁護士の確認がとれたのが26日ということで、初日の提案には間に合わなかったということで、皆様には大変御迷惑をかけたことをおわびしたいと思います。

それでは、議案第93号那智勝浦町製氷貯氷施設の設置及び管理に関する条例について御説明させていただきます。

〔議案第93号朗読〕

これは現在勝浦漁港に建設中の製氷貯氷施設に関する設置条例でございまして、1ページめくってお願いいたします。

まず第1条に、この条例の趣旨を述べさせていただいております。

そして、第2条に、この施設を水産業の安定と継続的な発展、地域の活性化に寄与するためにこの施設を設置するという設置目的を掲げさせていただいております。

施設の名称及び位置につきましては、那智勝浦町製氷貯氷施設と称しまして、那智勝浦町大字築地7丁目12番地に建設しております。

4条に、事業内容を掲示させていただいております。

まず1としまして、製氷貯氷に関する事業、2、氷の販売に関する事業、そして3号に、前2号に掲げるもののほか、水産振興のために町長が必要と認める事業と定めております。

第5条に、指定管理者による管理を定めております。

町長は、施設の管理を指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以

下同じ。)に行わせることができる。

第6条におきまして、指定管理者が行う業務を定めております。

第6条、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)製氷貯氷に関する業務。
- (2)氷の販売に関する業務。
- (3)施設の維持管理に関する業務。
- (4)前3号に掲げるもののほか、第4条に規定する事業に関する業務。

次に、第7条におきましては、指定管理者が行う管理の基準について定めております。

指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他町長の定めるところに従い施設の管理を行わなければならない。

第8条には、販売に関する事項を定めております。

第8条、氷の価格（以下「販売価格」という。）は、別表に定める額とする。

別表をごらんください。

別表におきまして、氷の販売価格は漁業関係者に対しまして10キロ当たり110円、一般の販売につきましては10キロ当たり140円を設定しております。

2、町長は、氷の販売（以下「販売」という。）を行うにあたり、購入者に対し施設の管理上必要な条件を付すことができる。

3、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、販売を行わないものとする。

(1)購入者が、施設若しくはその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(2)その他施設の管理上支障があると認めるとき。

第9条におきましては、販売の停止を定めております。町長は、災害等やむを得ない事由が生じたとき又は必要があると認めるときは、販売を一時又は終日停止することができる。

第10条におきましては、料金の徴収について定めております。購入者は、8条第1項において定める販売単価により計算された料金（以下「料金」という。）を支払わなければならない。

2、指定管理者が施設の管理を行う場合において、販売単価は、第8条第1項の規定にかかわらず、別表に定める価格の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定めるものとし、これによって計算された料金は、法第244条の2第8項の規定により当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第11条には、料金の減免を書いております。町長は、必要と認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

第12条におきましては、損害賠償義務を定めております。購入者が、その責めに帰すべき理由により、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第13条に、管理の代行について定めております。指定管理者に管理の代行を行わせる場合

は、この条例（第8条、第9条及び第11条に限る。）中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2、前項の規定により読み替えた場合において、指定管理者が第9条及び第11条の行為を行う時には、町長の承認を得て行わなければならない。

第14条に関しましては、この施設の管理に関し必要な事項は、規則で定めております。

そして、附則としまして、この条例は平成26年2月1日から施行する。

2、指定管理の指定を受けようとする団体の公募その他指定に関して必要な行為については、この条例の施行前においても、那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第24号）により行うことができるとなっております。

この2月1日からの施行と定めていますこの理由につきましては、現在製氷貯氷施設の工事を行っており、その工期は1月9日までとなっております。工事は1月9日に終了し、その後製氷施設を稼働するに当たり、機械等々の調整等の期間が必要となっております。ですから、その期間を見まして、大体月末には調整が完了し、2月1日から稼働させることができると予定しております。

そして、ただ料金の設定につきましても、近隣の氷の販売価格、そして現行の勝浦漁協、そして勝浦魚商の販売価格をもとに、近隣の漁協の販売価格を比べまして、現行の勝浦漁協、勝浦魚商で販売している10キロ110円、そして一般10キロ140円に定めたものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 2点ほどお伺いいたします。

料金の減免ですが、「町長は、必要と認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる」ということになっておりますが、以前にも私、この減免規定について質疑をしたことがあります。これはどういうことを想定してこの減免措置をすることができるという11条が制定されたんかということをお伺いしたい。

また、これに関して、この11条の「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする」と。しかしながら、この指定管理者が「行為を行う時には、町長の承認を得て行わなければならない」ということになっておりますが、町長に直接減免してほしいよという申し出があつて、町長がこれを了解したとしますね。そしたら、この指定管理者にもってその旨を伝えて減免するということには、この条例上はなりませんけど、そういうことになると思うんですね。その際の、その減免措置したときのこの人が損害受けるわけですね、この指定管理者は。そのときは町がそのことに関して、例えば100キロの氷を買った人には140円掛ける10というたら1,400円ですかね。それを町が払ってあげるといふことの理解でよろしいんでしょうかね。

それと、この指定管理者として指定を受けようとする団体については、公募しなければならないんですね。公募ということは今までやっておりますね。だけど、これを読みますと、この条例は2月1日から施行すると。だけど、2月1日になったら、もうすぐ運転にかかるという

ような今の課長の説明でしたが、そしたらこの条例が施行しないまでに、この指定管理者の公募をすることができるかどうか、その点についてもお答え願いたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、議員最初の質問は、減免規定の定めについての質問かと思います。

減免の規定には、「町長は、必要と認めたときは、料金の全部又は一部を減免することができる」という規定を入れております。これ、どういうことを想定という質問でございましたが、これについては具体的に想定しているのではございませんが、運営していくに当たって、そういう可能性も出てくる場合もあるかということで、この一文入れさせております。しかし、減免をするに当たっては、町長が認めたときとありますが、やはりそこには原課での減免の公平性、あるいは正当性に対する確認、あるいはその検証をもって、いわゆる役場内の決裁を行うということが必要かと思います。ですから、指定管理をしたその長が減免を行いたいという相談があった場合には、その中身が公平であるか、そして正当性があるか、そして公に認められるものか、そういったことを考慮した中で判断して、決裁を仰ぎたいと考えております。

それと、指定管理についてですが、これにつきましては、町が出資した団体、そして公の事業を推進するために町が出資した団体ということで、指定管理を受けることができると考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この減免措置については常識的に判断するよというような私、受取方をしたんですが、やはりこのことに限らず、いろんなところで減免措置をすると、ようになってますね、こういう規定が入ってますわ。これも一つですけどね。やはり町長、減免措置をする場合のある程度の基準というのを決めとかないと、担当者によって変わりますよ。最終的には、町長、あなたの決裁を仰ぐんでしょがね、ただある程度担当というんですか、それを管理する側、管理条例を持つてる部署で、ある程度の基準というものを定めておかないと、あなた、厳正に運用すれば事足りるというようなこの間のお話ですけど、厳正も人によって違うんですよ、厳正は。だから、こういうことについても、ある程度の認識は部内、庁内で、ここの役場内で協議していくということであれば、なかなか曖昧な答えしか出てこないと思います。

また、先ほど答弁漏れがありました。課長、町長から逆に指定管理者に向かってこういう申し出があるんやと、また減免したってほしいよという申し出をしたときは、指定管理者がある程度利益を減するわけですね、そのことによって。そのことの補償なんかは考えてますか、これには何も書かれてないけど。その指定管理者の今これからつくるであろう団体に、指定管理者の指定をするかのような答弁でしたが、公募よりそれが優先されるんですか。公募しないということですか、この件に関しては。条例が2月1日施行、公募するのであれば、もう2月

の半ばか3月に入っていきますね、公募するんであればですよ。公募期間も要る、その選定期間も要るということですね。だけど、この条例に基づいて2月1日から運用できるように指定管理者を指定するというのであれば、公募しないということですか、公募しないと。その点について、2点お答え願いたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） ただいまの質問についてお答えします。

まず最初、私の答弁漏れがあったことについておわび申し上げます。

まず、町長から減免の指示があった場合という質問でございますが、今議員申された中で、やはり減免についてはその部分、規則あるいは内規等を定めまして、その中で減免の処理をさせていただきたいと思っております。基本的に、町長が直接指示がありましても、その内容をやっぱり精査して、その中で内規等に鑑みて対応するのが本来かと思っております。

そして、そのときの損害についてどう行うかということですが、これにつきましても、指定管理者との協議、あるいはとの中でそれをどうするか判断をしていきたいと考えております。

また、先ほど指定管理の条項についてですけども、現在は出資会社のほうに委託するという方向で計画を進めてるところでございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長、やはりいろんなイベントをすると。そのイベントが公益性があると。また、その目的が営利目的でない。公益性があるということで、氷が必要だと。そういうことで町の行政目的とも合致した構造であるということで、もし氷を例えば100キロ、1,400円ですかね、ぐらい要るんやと、何とかしてもらえんというお話がありまして、具体的な話ですよ。それをあなたが指定管理者に向かってひとつ減免したってもらえんか、ただにしたってもらえんか、そういう申し出をしたときは、当然私はその指定管理者に対して、その減免した対価を支払ってあげないと、この指定管理者はここでもって収支を考えて運用していかんといかんのですから、そういうこともひとつ、そういう行為があった場合は、そういうふうに損害を補填していくという考え方をせんと赤字になりますよ、この減免規定を使ってどんどんサービスさせたらね、と思っておりますが、その点についてどうですか。

もうこの指定管理者の指定については、もう今回、今回というんですか、製氷貯氷施設の運用については、もうこの人に任すんだと、公募しないという認識でよろしいんでしょうね。町長、ついでにもう2回とも答えてもろて結構です。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 料金の減免については厳正にやっていきたいと思っておりますし、またその辺で指定した管理者との協議の中で、その辺の許せる範囲のことは管理者のほうとも協議しながら進めたいと考えます。それによって生じることの著しい負担となるようなことについては、行政としてもそれを考えながら料金の補填もやっていきたいとは考えます。

あと指定については、委員会にも報告があったかと思うんですけれども、現時点では当町の

施設、漁会の部分と魚商さんの部分とでやっております今の技術的なものとか、管理の上では熟練されたある方がおりますので、そういうところを中心に今のところ選定を考えておるところでございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長、私特別委員ではないんです、東君と2人。また、本来なら、全協を開いてこの情報というんですか、そういう共有した中でこの議案を出してもらえればありがたかったんですけど、それはつけ加えて申し述べておきますわ。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 時間的余裕がなかったということで申しわけございませんでしたけれども、今後はそのような余裕のあるような形で進めたいと思います。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

1番左近君。

○1番（左近 誠君） 第12条のところをちょっとお伺いいたします。

「購入者が、その責めに帰すべき理由により、施設又は設備を損傷し、又」云々とあります。ほで、「損害を賠償しなければならぬ」となっておりますけど、ほで、「ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない」とあるんですけど、このやむを得ない事情があるときは、まあ言うたら問わないってことなんでしょうか。どういうことなんでしょうか。ちょっと御説明お願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

今の質問は、第12条の損害賠償義務のことについて、どの程度だったらということですが、この損害賠償、いわゆるどっかに損傷与えたときの弁償ということでございますが、これにつきましては、故意による損害を加えた場合等々は、もちろんそれをやむを得ない事情ということは考えられないのでありますが、あるいは不注意によってあった場合には、ごく軽微なもの、そういったもの、あるいはそれが不可抗力ということでやむを得ない場合等もあると思います。例えば、敷地内、車両等々走っておりますので、そういった車両を避けるために、かわしたときにそういった施設の中を少し傷つけたとか等々、不可抗力になる部分があるかと思えます。そういった場合、現場、あるいは被害の発生した状況を考えて、不可抗力等々であれば、そういう場合も、認める場合もあるという規定と考えていただければと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 例えば、放火とか、ああいうときにはいろいろあると思うんですけど、ほいで町長、例えばうちには弁護士さんというのがついてますわね。ほで、そういう人たちに、まあ言うたらこれはできるかとか、いろいろな相談とかそういうのもして、その中で町長が判断されるということになるんでしょうかね、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 複雑な法律問題等絡んでくるようでしたら、やはり専門家の判断も仰ぐ場合もあろうかと考えております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第93号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第94号 平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）

○議長（森本隆夫君） 日程第2、議案第94号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議案第94号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）。

平成25年度那智勝浦町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,970万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億8,682万円とする。

2ページをお願いいたします。

歳入です。

款10地方交付税、項1地方交付税に補正額6,970万7,000円を補正し、歳入合計を99億8,682万円に増額いたします。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましても、款5農林水産業費から款10災害復旧費まで、合計6,970万7,000円を補正し、歳入合計と同額の99億8,682万円に増額いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

事項別明細書です。

歳入、歳出とも6,970万7,000円を増額しまして、補正後の額を99億8,682万円といたします。

7ページをお願いいたします。

事業別の歳出予算の明細になります。

観光産業課関係の補正につきまして、私が説明をさせていただきますまして、教育委員会関係の補正予算につきましては、次長より説明をさせていただきます。

款5農林水産業費、項3水産業費、目2水産振興費、節24投資及び出資金の5,200万円につきましては、現在建設中の製氷貯氷施設及び今後計画しております冷蔵施設の運営を委託先としております町、勝浦漁協、勝浦魚商の3者の出資会社への出資金でございます。出資金の内容及び出資先の事業体について御説明させていただきます。

別添資料をお願いいたします。

別添資料には、観光産業課関係資料としまして、表にフローチャートと、2枚目に4年間の収支計画をとじたものと、出資金の試算表という1枚物をお配りしてと思います。これに沿いまして事業の概要及び出資金の算定根拠を御説明させていただきます。

まず、2枚つづりの資料をごらんください。

これにはこの事業の町、そして勝浦漁協、そして魚商の関係を、それと出資会社の関係をフローチャートで示させていただきます。

まず、施設の建設の考え方としまして、これは現在建ててる施設を実施するときにも御説明させていただいてと思いますが、老朽化した漁協、魚商の冷蔵庫を再整備して、勝浦市場の水揚げを確保、町経済の活性化を目的として、町域の冷蔵施設の整備にかかったものでございます。

そして、この建設費用につきましては、製氷施設、そして今後建設を行う冷蔵施設につきましては、両施設を町の主体で建設を実施するという事で計画を進めております。

その運営体につきまして、町域冷蔵施設の運営につきましては、町、勝浦漁協、魚商の出資会社、出資金を7,600万円と定めております。この出資会社に町が5,200万円、漁協、魚商ともに1,200万円を出資した、この会社において行う予定でございます。

職員については、現在漁協、魚商のそこの担当の職員が従事し、雇用する予定でございます。

そして、この7,600万円のうち町5,200万円という金額を設定したのは、町の出資者としての議決権を行使できる、全ての面において意思を議決できる額ということで3分の2以上、約68%、この額になりますと68%になりますが、この額を出資することを決定したものであります。

この出資金の計算について説明させていただきます。

別添の1枚の資料と今見ていただいております資料の2枚目をごらんください。

まず、この事業体の収支計画について、ここに平成25年度、これは1月以降ですけども、か

ら28年度までの4カ年について上げさせていただいております。これは前提としまして水揚げ高が約65億円を現在の、その年により推移はありますけども、大体平均的な65億円、そして水揚げ量を1万2,200トンと設定しております。それで売上高につきましては、まず製氷販売事業、そして凍結保管事業、そして餌料・飼料の販売事業がございます。これをそれぞれ現行の魚商及び漁協の収入高、そして現行の販売高を参考にいたしまして、この収支計画の収入を決めております。これにつきましては、勝浦漁協の再建協議会、この中に金融機関の方も入っておりますが、その中でこれが現実的に妥当かどうか、そのあたりも検討していただいた中で、この計画を定めさせていただいております。この売上高、26年、27年以降で2億3,690万円を計上しております。そして、その下に売上原価、これが1億5,924万円。そして、経費としてかかる事業管理費、その下の真ん中のほうの段ですけども9,365万6,000円、2億3,690万円の歳入に対してこういう支出、経費がかかると試算しております。

その中で、出資金の試算表のほうを今度見ていただきたいと思います。

この中で出資金を算定するに当たりましては、まず1カ月の運転資金がどれぐらい要るかを計算しております。この1カ月の運転資金と申しますのは、売上原価1億5,924万円と、そして事業管理費の9,365万6,000円、これが1年間にかかってくる経費といたしまして、2億5,289万6,000円、これぐらいの経費がかかってくると試算しております。

そして、1カ月必要な経費が、単純にこれは12分の1をして、大体の1カ月の目安をここで見ております。それが2,107万5,000円となっております。

そして、現在の販売及び集金のサイクルとしまして、月末締め15日集金というサイクルをとっております。もちろん外来船の入港した船舶の氷代等につきましては、水揚げがあったときにすぐ支払っていただきますが、町内の利用者、あるいは漁協関係者、魚商関係者については、そういうシステムをとっております。その中で、全体の入金が少しくれるということもありまして、その間の運転資金として、まず当初2分の1カ月分、ということは1カ月の運転資金掛ける1.5、約3,100万円が当初必要となるであろうと考えております。

そして、その次に6月分の不足としております。これは6月、7月にかけて水揚げの悪い時期で、このときには水揚げが下がる分、差し引き経費が捻出されず、やはり500万円ほどの経費の不足というか、経費が赤字になっている状況になります。その一番資金不足になるところを補うのに500万円ほど必要ということで、必要となる1カ月の運転資金は約3,600万円と試算しております。

そして、餌料の買い取り経費、この2,000万円につきましては、現在入港する外来船に対して、漁協のほうで出港に必要な餌を販売しております。その在庫として棚卸し額約2,000万円が冷蔵庫にストックされております。それを新事業体のほうに引き取る、そういった営業をやるわけですから、それを引き取るためにその引き取り経費として2,000万円を計上しております。

そして、次の平成25年度から平成28年度の赤字額2,044万7,000円、これにつきましては、その収支計画表の27年度計画の一番下の当期末未処分剰余金、ここに2,044万7,000円としており

ます。これにつきましては、事業実施平成25年1月から平成27年、この間に一番マイナスとして必要な部分、マイナスが一番大きくなるであろうということで、そのマイナスの2,044万7,000円、これをカバーする必要があるということで、これもその時期のマイナスが2,044万7,000円ある。そして、資本金は、この不足分、それぞれの1カ月の運転資金、そして餌料の引き取りの経費、そして期間の一番マイナスの大きいときのマイナス額、これを合計しまして7,644万7,000円、これを資本金として必要と考えまして、7,600万円という新会社の資本金を設定いたしました。

そして、その割合につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、3分の2以上を占めることにより、町の意見を経営に反映できるということで、3分の2以上ということで5,200万円を設定いたしました。

そしてまた、この事業をやるに当たり、事業者、あるいは受益者の負担はどういう考えですかという質問もございました。それについては使用料という形で、新会社から町のほうに支払いをいただくという考え方で進めております。この使用料につきましては、いかほどの使用料が必要か、そういうのは国、県よりは示されておられません。

1枚目の資料に戻っていただきたいと思います。

まずそこで、使用料につきまして、真ん中あたりにその説明をさせていただいております。使用料につきましては、使用料の徴収の考え方は、国、県よりは明確に示されているものはございません。しかしながら、過疎債、あるいは元気交付金等の概念によりますと、利益が出た場合は受益者のもとに返すようという助言があります。そしてまた、町の補助金の考え方として、国、県等の補助金等を除いた額の2分の1を受益者負担として徴収しているという部分もがございます。そういった考え方から、受益者の負担というのは、現在行っております製氷施設の事業及び来年度以降に予定しております冷蔵庫事業に係る事業費約14億円から補助金、そして元気交付金、そして過疎債等、国等から援助いただける部分の10億5,000万円を引いた約3億5,000万円がこの一連の事業に係る町の持ち出し分と考えております。ですから、その2分の1の1億7,500万円、このあたりを限度として、受益者負担と考えていくのが妥当かと考えます。

そして、その回収につきましては、次の2ページのもう一度収支計画に戻っていただきたいんですけども、平成28年度の以降の計画から、指定管理料としまして1,000万円を上げさせていただいております。これは当初立ち上げの3年間におきましては、経費的に3つの施設を、古い施設を使うということで経費的にも大きいものを見込んでおりまして、その間は指定管理料を減免しまして、平成28年度もしくは29年度より使用料を徴収して、年間1,000万円です。17年間で徴収を行う予定にしております。もちろん17年たって無料化というわけではございません。17年以降も使用料を徴収していく予定でございます。それ以降になりますと、維持管理費等々にまた多くの費用がかかってくる部分もございますので、そういった部分を補うためにも使用料の徴収は行いたいと考えております。

まず、以上が現在行っております勝浦漁港の整備に関する状況とこの出資金5,200万円の内

訳でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節15工事請負費、この1,500万円につきましては、林道小匠小森川線の災害復旧工事に係るもので、この林道小匠小森川線につきましては、去る11月14日から15日にかけて延長20メートル、高さ40メートルにわたり山が崩落し、路面全面を覆い、現在通行不能状態になっております。これによりまして、この道路を利用する森林施業者、あるいは地域のこの道を利用しております一般住民者の利用が不可能となっており、早急の復旧が必要となっております。事業量としましては、土砂の撤去約300立米とのり面の防壁工事800平米を予定しております。

なお、これにつきましては、県等とも災害復旧事業として採択できないかという相談もいたしました。災害復旧の基準といたしまして、その崩落の起こったときの降雨量が時間雨量20ミリ、そして1日の降雨量が80ミリ、その基準に合わない雨量ですので、国の災害復旧工事としては採択されないということで、復旧に対し緊急を要することでございますので、今回の補正をお願いすることに至りました。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 教育委員会の補正についてでございます。

その前に、私どもも本日の追加議案の中での提案ということで、非常に申しわけなく思っております。本議会の当初にこのような形で提出させていただければよかったです。ところが、こういう形になりました。どうぞ御容赦いただきたいと思っております。

そして、この補正につきましては、町内の小・中学校に空調設備の調査設計をお願いするものでございます。御存じのとおり、本年は異常な暑さ、この異常な暑さが毎年のものなのか、数年に一回のものなのか、それは私どもでははかり知ることができない部分でございますが、この暑さの中でも本年は幸いにして教職員、また保護者の方の協力で大事には至らなかったということでございます。そういう状況の中で、私ども教育委員会といたしましては、子供たちの学習環境の整備、熱中症等々の危険のリスクの軽減ということで、空調設備の計画をいたしましたものでございます。

それでは、予算書のほうの御説明をさせていただきます。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、補正予算145万7,000円、これにつきましては小学校費でございます。色川小学校を除きました5つの小学校の分でございます。節区分13委託料、空調設備調査設計業務委託でございます。

項3中学校費、目1学校管理費、補正額125万円、これにつきましても中学校の3校分の空調設備の調査設計委託でございます。

今申しました色川小学校、色川中学校につきましては、26年度、27年度、両年において設計、建築という方向で現在教育委員会は進まさせていただいております。ですから、現在の学校に対しての空調設備等は、この中に入れさせていただいておりません。そして、現在那智中

学校も建築中でございます。那智中学校につきましても、どれが効率的、効果的かということも踏まえまして、今回の調査設計をさせていただきたいと、そのように思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 先ほどの質疑にもありましたように、このことについては特別委員会でいろいろ議論し、その議論を参考にした上でのこの提案だと思いますが、私どもはもう全然知りませんので、蚊帳の外におるわけですが、特別委員会の中間報告もありませんので、そういう中でのこの提案ですんで、何も知らん中で質問させてもらおうと。この冷蔵庫についても、冷蔵庫をつくる上での運営管理体制をどないすんかという中でこういう提案がなされたんだと思いますが、この後また町長にもお聞きしたいと思いますが、それともう一つあると思います。そういう中で、これ見ますと、新しい冷蔵庫ができるまでの間は、2月1日からですかね、製氷の機械と設備と、この魚商の冷蔵庫、あるいは漁協の冷蔵庫を一体として指定管理者でもってやるんですね。ということですね、これ見ると、この資料見ると、そういうことですね。それについては、その職員については、今漁協と魚商の従業員の中でそれを担当している従業員を新しい三セクが雇用するということになっておりますね。今予定されておる雇用される従業員は何人ですかね。身分は当然その時点でもう魚商の職員、あるいは漁協の職員の身分はなくなるわけですね。一旦退職して新会社へ、この指定管理者に指定された三セクの職員として採用されるわけですね。そういうことになると思います。それでよろしいんでしょうかね。

この冷蔵庫を以前に、何年前か、3年ですか4年ほど前にこの冷蔵庫についての陳情書ですね、要望書なり陳情書が漁協と魚商のほうから提出されて、特別委員会ででもって採択すべきものとして報告されて、ここで願意妥当ということで採択されましたね、ここの議会でも。そのとき、委員長報告の中で、応分の負担をするということを経験して採択したという御報告がありましたね。その応分の負担についても特別委員会でいろいろと議論されたことだと思います。だけど、これ見ると、この受益者負担というのは、その当時約束されたあの魚商の代表の方だったんだと思いますけど、そのとき約束された方が私、受益者負担するんかなと、1億7,000万円。だけど、これよく読みますと、どうもその三セクが使用料として納めると、徴収されるというように読めるんですけど、間違っておったらちょっと御指摘いただきたいと思えます。

1回目の質問はこの程度にしていきたいと思えます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

まず、出資会社が現在の漁協の職員、そして魚商の職員を出資会社、新しく立てる三セクへ身分が移管するののかという御質問でございましたが、まず出資会社の概要としましては、職員14名、これは議員仰せのとおり、勝浦漁協より6名、勝浦魚商組合より8名、この14名が身分を一旦退職して、新しい会社で雇用するという形で雇用いたします。そして、利用する施設に

つきましても、町の製氷貯氷施設及び現在勝浦漁協にあります冷凍冷蔵施設、そして勝浦魚商の冷凍冷蔵施設を使用いたしまして業務を行っていく予定でございます。

そしてもう一点、応分の負担という部分のお話でございましたが、その応分の負担、これは町が事業主体となって町の施設を整備する中で応分の負担というのは、例えば補助して施設を建設するという部分でしたら、受益者の負担分、受益者の持ち分というのが出てこようかと思いますが、町が町域で冷蔵施設を建てるについては、この部分については負担金、あるいは分担金等を取ることは考えづらいという中から、それでは将来この会社の運営に当たるそれぞれ魚商及び漁協も出資するこの第三セクターから使用料としてそれに当たる部分を徴収しよう、そういう考え方が出てきまして、先ほど御説明させていただいたように、使用料については、いわゆる受益者負担に相当する約1億7,000万円、これを年間1,000万円として、使用料として第三セクターのほうで負担するという、そういう形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 14名も業務に従事されておるということですね。最初は2つの施設ですね。どんな業務されてるんかわかりませんが、本当に要るのかな、思いますわ、6名、8名。まあまあ要るんでしょうね。今の漁協にしても魚商にしても、不要な人を雇用してるということではないと思うんですね。だけど、一つの施設に行くと半分とは言わないでも、相当部分の方が仕事なくなるということでしょうね。いつ一つの施設になるか知りませんよ、まだ予算も出てないんでね。この場合はどうするかということも、ひとつお尋ねしたいと。

この受益者負担を三セクに背負わせるということになれば、そうでなくても28年度までの計画見て、2,044万7,000円の赤字なんですね、まあこれ計算上は。これが1,000万円も年間払っていかねばならなくなるというような形では、なかなかこの5,200万円、漁協と魚商を入れて7,600万円の資本金でうまいこといくんですかね、これ。累積欠損金みたいなもんがどんどんどんどん積み上がっていくと違いますか、累積欠損金が。目に見えてあると違いますが、これ破綻すんの、三セク。大丈夫なんですかね、こんな計画で。私は、あの受益者負担といたら、つい最近まで、これによって利益をこうむる方たちが、何らかの形でお金を出し合おうこれに伝えていくということだと思っておりましたよ。というのは、あれでしょう、おたく、産業課の管理してる水路ありますね、水路、用水路。用水路にしても与根河池にしても、与根河池もありますね、あれにしても、補修工事をする、新設工事をするということになれば、受益者負担としてその団体とか個人に受益者負担いただくんですよ。受益者負担というのはそういうもんですよ。何も三セクが利益をここで得てるわけでもないでしょう。ただ業務を、いろいろ町やとか魚商やとか漁協の要請に応じて業務をする会社でしょう。その点についてどうお考えですか。町長でも担当課長でも結構ですけど、明快な答弁をお願いしたいと思えますわ。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、収支計画についての御質問が最初あったかと思えます。

当初職員につきましては14名、そしてその分の人件費を見ております。しかし、今後退職が見込まれる職員が数名おります。それに対応して、欠員の不補充という形で、その人件費については若干下がってくると思えます。そして、28年度で黒字という形になってくる計画になっております。これにつきましては、現在来年度以降に予定しております冷蔵庫が完成した暁には、現行使っております魚商の冷蔵庫、そして及び漁協の冷蔵庫につきましては、その時点で稼働をとめる予定でおります。2つの冷蔵庫の稼働をやめ、新しくできた1つの冷蔵庫で稼働していく計画としております。それによりまして、今かかっております冷蔵庫に対する補修代、あるいは電気代等々、経常経費が相当下がると思込んでおりまして、それにより指定管理料を支払うことができる状況になってくると試算をしております。

また、受益者負担の部分でございますが、先ほど説明させていただいたように、町の施設ということで受益者負担を取るというのは、ちょっと難しいという考え方もございます。

そこで、先ほど説明させていただいたように、町の持ち出し分の2分の1、議員おっしゃるとおり農林水産業関係の補助事業でございますと、補助金を除いた2分の1の受益者負担をいただいております。それにつきましては、それぞれの施設及び資材等々は、個人あるいは利用者のものでございまして、この事業の場合、町の建物を建てる、町の施設を建てるということで、分担金についてはどうかという考え方を私どもはさせていただきました。その中で、じゃあ魚商及び漁協で出資する会社をつくって、この施設を運営していただいて、その中から上がる利益で事業者負担に相当する部分を回収していこう、そういう考えで計画を進めておりますので、どうぞ御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 従業員の数ですが、何人退職されるかわかりませんが、極力ね、人件費が主ですね、経費の中で、6,100万円ということになっておりますんでね。指定管理料、これ見ませんでしたけど、28年から1,000万円ということになってますね。大変ですよ、これ、三セクの経営は。三セクというのは、大体全国で失敗してますね。三セクで成功した例というのはほとんどありませんね。三セクをつくったときの見通しが甘いということもありますんで、ぜひ監督の立場にある町、町長としても、この点について、この資料については単なる資料ではありませんので、これ約束事なんです、こういうふうには経営されるということでもってひとつ頑張ってくださいと思いますわ。

それから魚商から受益者負担というのもう一つ言えば、その後言いますけど、受益者負担というのは、当時特別委員会で本会議場でも議論されましたが、特別委員会で陳情者に向かってこのことを要求したということについては、正しくなかったということでしょうかね。それを理由にここで要望書を取り上げるということについて可決したということも正しくなかったんではないか。それが土地、建物が町に提供されるというふうには、この図面、フローチャートというんですか、フローチャートに書いておりますね。これはそっくり町のものになるんですか。

町は、あそこまたこぼらんなんですよ、壊さんなんですよ、建物が提供されて町の所有物になったら。漁協の冷蔵庫はどうするんですか。建物については、過疎債利用についての協議の上、取り扱いを決定すると。自立促進計画に載ってないでしょう、このことについて。こんなこと今こうやって書いてもいいんですかね。協議するということは、協議してだめだったということもあろうかと思えますけど、この件についても今業者と話し合いしてる最中だと思えますけど、このことについても町の考え方をひとつ教えていただきたい。

それで、町長、前に9月議会だったと思うんですけど、1番議員の一般質問の中で、将来漁協の市場の運営については、町はやらざるを得ないだろうというような、こういう答弁もありました。将来は、この施設でもって市場の運営もやる、市場の経営もするんですか。そういうことを念頭に置いて三セクをつくるんですか。御答弁があったら、その点についてもひとつ御説明願いたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、受益者負担の考え方ですが、本来受益者につきましては、議員おっしゃるとおり、その応分の負担をしていただいているものでございますが、この事業につきましては、先ほどから答弁させていただいてるとおり、町の建物という観点から、町がそれを負担する。そして、その分の補助事業としてやった場合、当然受益者が負担すべきである部分については、それぞれの受益者、魚商、漁協が出資した団体で使用料として徴収する。そういう形をとらせていただくに至りました。それについては御理解いただきたいと思います。

それと、建物の取り扱いにつきましては、魚商の建物については、まず現在、この事業が移ることにより、この建物及び土地というのはそのまま残ります。ただし、この土地につきましては、この地域、この地区、漁港区域内に入っておりませんので、一般的な使用も可能な地域になっております。ですから、将来的には、これ町の事業に協力、あるいは現在魚商の場合、ある程度利益を出して運営している中で、漁協の再建という町の命題に協力してくれた部分もでございます。そして、その後これをじゃあどうするのかということもでございます。これにつきましては、基本的には後の利用計画を立てて、町のほうで引き取りたいと考えております。そして、漁協の建物については、現在勝浦漁協の再建協議会の中で、将来の勝浦市場をどうするかについて検討しております。その中で、ここは漁港区域となっております、使用が制限される場所でございます。そしてまた、この土地につきましては、県有地ということもありまして、将来この建物の跡地、あるいはこの建物をどういう利用できるか、まだ将来の形が検討をされておられません。ですから、この部分については、まだ未確定ということでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今後の運営の方法については、十分検証しながら進めていきたいと考えます。

あと、今もろもろの受益者負担云々というところですけども、課長が答弁しましたよう

に、施設自体は町有の施設でございます。そういう中で、この運営の出資のあり方については、当然一つの施設が新しく新設されると。その先あって、製氷の部分がこっちへ移管することじゃなくて、全部移管した上でやらなければ、両方の漁会にしる魚商のほうにしる、その事業自体が成り立たないということがありますので、その点について、もう製氷も施設はございませんけれども、それを借り受けたような状態で、その施設は使わせてもらって、一応はその部分も経営の中の一環としております。その中での施設を使うということは、ただでは借りられないというのが通常なんで、その部分についての妥当性のある製氷の施設使用料をこちらが三セクのほうで払って、その部分を魚商のほうに、その施設所有者に払って、それを今度はまた何らかの出資のほうに回してくれるかということでそういうこともしてますけども、あくまでもその施設自体を一括して、これは製氷と冷蔵庫の部分を実業運営していかなければならないということで、その施設を借り上げるということ、事業に当たっては冷蔵庫を建てるときには、その期間だけ使用料を払って、その冷蔵庫もやっついこうということでございます。そういう中での出資の割合とか、そのときの使用料については、漁会の冷蔵庫については、それなりの計算方法で担当が出したと思うんです。魚商のほうについても、黒字の部分についての考慮しながらの使用料を出してきたかと思うんですけれども、そういうふうな形で出資の部分は考えております。

受益者負担というのは、施設自体は町有の施設なんで、あくまでもその運営についての会社については、我々としては町がその会社を運営する。運営するに当たっては、出資の比率を定めてこれをやってきていると。その出資のあり方については、各漁会、魚商が1,200万円ずつということで、漁会については直接支払っていただくと。ただ、漁会の冷蔵庫の部分についても、使用料は漁会のほうに支払うと。魚商の部分についても、その魚商の今の冷蔵庫の運営の今事業やってる形態で黒字の部分ということを鑑みながら、その部分を使用料のほうに上乘せさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 質疑は3回で終わらしましょうという話ですが、今聞くと、余計わからなくなってくる、余計。そうでしょう。出資割合については、議決権が優先的に行使できる範囲ということで5,200万円にしたんでしょう。そういう説明だったんやないですか、先ほど課長の説明では。あなたの説明と随分違うやないですか。そうでしょう。

それで、私は借りて借りてと言ってますけど、町が冷蔵庫、まず初めに冷蔵庫の前に製氷機ですね、製氷庫というんですかね、それはもうできた時点で魚商の製氷機も、漁協の製氷機もあるんか知りませんよ、私は漁協にもあると思いますよ。その製氷機はとめるんでしょう。一本にするんでしょう、これを。今度新しい製氷庫の施設でもって運営していくんでしょう、これから。違うやないですか、町長。そんなこと言うてどうなりますか、最高責任者が。

私聞いているのは、最初魚商の方とか漁協の方が、町に新しい冷蔵庫を更新していただきたいんだというような陳情だったと思うんですよ。それは魚商の冷蔵庫も漁協の冷蔵庫も老朽化し

て、近い将来使えなくなるという、そういうおそれがあるからああいう要望を出してきたんでしょうが。私は、この土地、建物提供というのは、その新しい冷蔵庫が建てるまで、この土地、建物をお借りして、こっち、善意に解釈すればお借りして、というのはその冷蔵庫も一応その管理運営は私はしたるよということで、そうやないとなかなか整合性がとれないということで、私はかわりに、それを一時的にできるまで借りるんだと思ってたら、提供する。また、今の課長の答弁では、その土地をまた有効利用できる。あれもらうということですね。そしたら、2つの冷蔵庫を壊さんといかんのです、壊さんと。今、観光会館一つ壊せないんですよ、観光会館。何で壊せないかという、財源がないという。そういう財政状況の中でこういうことできるんですか、一体。そらまあ特別委員会のメンバーの皆さんに申しわけないんですけど、こういうことでした議論してたんでしょかね、特別委員会は。まず、私特別委員会の審議や審査についてとやかく言う立場にはありませんがね。どうですかね、観光会館一つ取り壊せないです。何年も前からここ、この議員の中で観光会館を取り壊してしたほうがええやないか、早う取り壊せという、そういう一般質問の中で提案があったでしょうが、それもできひん。できるんですか、本当にこんなこと。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議決権の問題については、当然出資口数割合の比率で議決権は優先権は町が持てるということでございます。

建物については、まだ漁会の部分についても、先ほど課長が答弁しましたように、再建協議会の中でどうするかということはまだ決まっておりません。

魚商の部分についても、今後どういうふうな方法にするかということは、今詰めて考えて、将来そこを有効利用できるような形の事業があれば、そのような形で、そのときには無償で魚商のほうも町のほうに委ねてくれるということは、話の中ではそういうところもあります。ただ、事業に進めるか進めんかということは、今後、今いろいろな国の補助事業の中でも、施設を町が受ければ、解体費を過疎事業化もできる。ほかにも全国的な問題があるんで、経済対策上そういう補助事業ができるというようなところがあれば、解体費だけの補助事業であれば、またそういうところも補助事業を使いながら、今後その辺の施設についても考えてまいりたいところでございます。

〔6番湊谷幸三君「答弁漏れある、答弁漏れ。漁協の、市場の運営はどうなると言うたやろう」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） 寺本君。

○町長（寺本眞一君） あ、済いません。市場については、町営の公設で進めていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） いや、ほんで7回目でもすっきりせんのですよ。この土地と建物の提供って書いてますね、ここに。書いてあるんです、これ。これは三セクができたと同時に提供受けるんですか。この三セク、町に提供受けて、町がまた三セクにそれを貸して運営さすんです

か。そこらはっきりせんのですよ。今度は、先の話ですけど、今町長は町が公設、公営化するんですか、公設民営化ですか。公設で、指定管理者はここへ、三セクへそれも任すという考え方なんです。今の話では、町が直接市場を経営していくというふうにとれたんですけどね、将来ですよ。どんな考え方ですか、はっきりせんのですよ。まず、土地、建物の提供からお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、現在の魚商及び漁協の建物につきましては、この三セクが立ち上がって稼働するに当たって、三セクのほうにこれを賃貸借して三セクを運営していきます。それは町のこれから計画しております冷蔵庫ができるまでの間、これを三セクが賃貸借して運営していきます。そして、議員おっしゃられるとおり、製氷施設ができ次第、製氷部門については稼働を停止して、冷蔵庫のみの運営となる予定でございます。そして、その後の土地、建物の部分につきましては、ここの再利用を計画する中で、この土地、建物については、将来町のほうに取得していきたいという考え方でございます。

また、漁協の建物につきましては、現在この市場の将来の運営、あるいは現在の勝浦漁協のてこ入れ、そういうところを再建協議会で今検討しておりまして、その形についてはまだ確定しておりません。

そして、先ほど将来の市場の運営をこの第三セクターに任すのかという質問もございました。これにつきましては、この第三セクターには魚商が加わっております。この魚商と漁協というのは売り手と買い手となりますので、この両方が加わる第三セクターでそこを運営することは商取引上公平さを欠くことになろうかと思っておりますので、それは考えておりません。

そして、将来の市場の運営につきましては、現在いろいろ、先ほどからも申しましたようにいろいろ意見が出ております。現在の漁協に県漁連等々がそこへてこ入れして市場を保持していく形がよいのか、あるいは県、あるいは町が施設を管理して、その上をそういった漁業関係者で運営してもらうのがよいのか、それは今現在勝浦漁協再建協議会の中で議論しているところでございまして、まだ結論は出ておりません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 議事進行をお願いします。

○議長（森本隆夫君） はい。

○6番（湊谷幸三君） 答弁が違いますね、町長と担当課で。これはやっぱりこのことについて、これ大事なことで、やっぱり答弁を担当課と町長で一致させていただきたいと思えますわ。どちらを信用していいかわかりませんのでね。ひとつお願いします。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時41分 休憩

11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほどの答弁の中で、私の説明が余りにもこう短絡的な答弁だったので、補足を説明させていただきたいと思います。

1点目は、漁協の冷蔵庫については、今再建協で協議しているところで、その辺の行方について今後考えていきたいということと、魚商のほうについては、将来的な計画が立てれる中で、そのめどが立てれば、その土地の利用の仕方を魚商と協議しながら、譲り受けるべきものは譲り受けて事業を進めていくという形になるかと思うんですけども、その辺については今のところまだ具体的にどうということは、今のところはございません。

そして、公設市場化するってということについては、再建協議会の中で本町にとってあの施設がいかにか重要な施設であるかということから見れば、今協議会の中でそういう課題が上がったときに、当然町が公設化して維持をしていきたいということが、私の基本的な考えを協議会の中でも申しているところでございます。

以上が公設の部分と冷蔵庫の部分の今後の私の考え方でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 私のほうから、資料の訂正のお願いをしたいと思います。

いたずらに議論が長引きましたのも、私どもの資料の提供の仕方がまずかったかと思いません。資料の1ページのフローチャートの中で、魚商から町への土地の提供、そして漁協からの矢印等建物については過疎債利用についての協議上の取り扱いを決定する。こういう本日の議案と関係ない部分の説明もつけ加えていたということで、この議論の中に余計な部分を持ち込む結果となったことをおわびいたしまして、この部分の訂正をお願いします。また後ほどこの部分につきましては、訂正した資料を皆様にお配りしたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この議案については、この件については、町民の多くの皆さんに御理解を得んといかんのですね。ただ、関係者だけの理解でもって、利害関係でもって判断すべきものではないと思うんですよ。将来的な経費の負担ということも考えられますんで、一般財源から持ち出しということも考えられますんで、どうですかね、これは三セクをつくる上での資料ということで私も理解しておきますが、やはりややこしいんですよ。三セクはつくって、まず最初に製氷事業を担ってもらおうと。いつになるかは知りませんよ、財政的なこともありますんでね。新しく冷凍冷蔵庫をつくったときに、三セクをまた人数もふやしまして、もちろん魚商、漁協で働いてる方も雇用しなくては、その人たちを路頭に迷わすことはできませんので雇用しまして、そしてその事業を担わせていくと、その三セクで。そういう2段階でひとつ考えていただくことも検討していただきたいと思いますわ、今早急に結論を出さないでね。特別委員

会のメンバーの話も聞いても、そういう理解の人もおるわけなんですよ。だから、今後これを進めていく上で、こら三セクは私は反対しませんよ、反対しませんよ。だけど、これを進めていく上で、そういうことも考慮しながら。というのは、やはり税金を投入するんですから、町民の皆さんのお金でもって支援していくんですから、だからそこらあたしも考えて、自分の金やないということも考えて、皆さんに御理解していただける方法でひとつこの問題に取り組んでいただきたい。これ要望ですけど。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今後は、そういうことも検討しながら、皆さんのほうに御報告させていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第94号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第95号 大谷地区残土処理場整備事業に係る建設工事委託協定の変更について

○議長（森本隆夫君） 日程第3、議案第95号大谷地区残土処理場整備事業に係る建設工事委託協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第95号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第95号朗読〕

変更協定の概要につきましては、本議会の初日の補正予算で承認いただきました大谷地区残土処理場整備事業に伴い、県に委託しています工事用道路及び調整池の工事に追加施工する分の工事用道路の金額の増額でございます。

契約工期は、平成26年3月31日となっておりますが、工事の進捗状況により一部繰り越しを予定しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第95号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第96号 太田川取水・浄水施設築造（取水施設）工事請負契約について

○議長（森本隆夫君） 日程第4、議案第96号太田川取水・浄水施設築造（取水施設）工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第96号について御説明申し上げます。

〔議案第96号朗読〕

次のページをお願いします。

入札執行調書でございます。

11月28日に指名業者9社で入札を行い、扶桑建設工業株式会社和歌山営業所が落札いたしました。

契約額3億5,175万円で、うち簡易水道事業分5,381万7,750円、水道事業分2億9,793万2,250円でございます。請負率97.78%。工事概要につきましては、取水井及び放射状集水管並びに導水管推進工事でございます。工事期間は、平成26年3月31日となっております。工事期間につきましては、繰り越しを予定しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 繰り越しするということですが、消費税が今度5%から8%に上がるということ。3%分は、繰り越しした場合はどうなんです。

○議長（森本隆夫君） 水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） お答えします。

消費税でございますけども、5%から8%に上がりますので、一応3%分、また3月議会のほうで補正いただきまして、その分が繰り越しということになっております。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第96号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第97号 那智中学校新校舎建築工事請負契約の変更について

○議長（森本隆夫君） 日程第5、議案第97号那智中学校新校舎建築工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第97号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第97号朗読〕

増額の主な要因といたしましては、くい工事の関係でございます。推定岩盤が推測より深いため、くいの長さの変更でございます。くい工事の長さの決定につきましては、設計段階でボーリング調査により、岩盤までの深さを調査して決定いたしました。全てのくいでの調査ができてませんので、くい工事の実施におきまして推定岩盤より深い位置での岩盤のため、くいの長さの変更でございます。

なお、工期につきましては、9月、10月の台風の影響により、生コン打設の完了予定が約1

カ月おくらせてますので、工期を3月31日に変更させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第97号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時28分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 常任委員会報告

○議長（森本隆夫君） 日程第6、常任委員会報告を行います。

総務常任委員長より報告を求めます。

10番山縣君。

○総務常任委員長（山縣弘明君） それでは、総務常任委員会報告をいたします。

11月28日開会で出席委員は森本、左近、下崎、東委員と私山縣の5名です。

まず、福祉課の関係から。

人権同和教育啓発推進月間関連事業として、11月1日に町内各所において街頭啓発を実施。

参加人数は34名。ほか広報特集号の発刊や人権作文、詩、標語、ポスターの募集などを実施。

住宅地資金貸付事業の関係では、収入済額は396万3,375円で、そのうち現年度分は207万325円、滞納分は189万3,050円。なお、25年度当初の貸付総額は、1,511万8,162円とのことでした。

次に、消防署から。

9月以降の火災は、11月19日に宇久井で発生した建物火災1件。なお、4月1日から11月25日までの火災件数は4件とのこと。また、救急出動件数は533件で、搬送人員は516名とのこと。また、4月1日から10月31日までの救急出動件数は386件で、搬送人員は376名。9月1日から11月25日までの救助件数は、交通事故、水難事故など5件。

自主防災組織などの防災研修会、勉強会は、9月8日以降5回実施とのことでした。

次に、教育委員会の関係。

まず、学校教育課から。

11月1日現在での児童・生徒数は、小学校が710名、中学校が394名とのこと。

10月22日に予定されていた第32回那智勝浦町・太地町小学校スポーツ大会が、雨天のため、11月5日に開催。

11月15日、色川、下里、太田小学校と那智中学校の1、2年生がトンネル工事現場を見学。

那智中学校新校舎建築工事について。10月の台風の影響を受け、生コン打ちができないことにより工事のおくれが出ている。進捗率は45%。普通教室の空調設備については、近隣の新宮市と太地町の各中学校は全て設置済みで、小学校については太地町は既に設置済み。新宮市も26年度に設置の見込みとのこと。本町においても、子供たちの学習環境を整備すべく、全小・中学校への空調設備の設置を進めたい。現在、建設中の那智中学校校舎は新築工事のため、国から55%の補助金を得られる一方、後づけの場合、補助金は3分の1に減り、およそ3割の町負担がふえるとのこと。なお、年間50%程度の電気代が上がる見込みとのことでした。

このほか、下里中学校の生徒指導と太地町内における不審者に関する報告がありました。

生涯学習課から。

災害と人権地区別懇談会が勝浦、宇久井、太田、下里の各小学校にて開催。

10月20日には、町民音楽祭が。11月30日から12月1日には、町展が開催されたとのこと。なお、1月3日には成人式が、2月16日には県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が予定されているとのこと。

また、地域のお母様方が中心となった子育てボランティアグループ地域ふれあいネットワーク実行委員会が、このたびはえある文部科学大臣表彰を受賞。12月5日に東京で開かれる表彰式に教育長が出席されるとのことでした。

次に、総務課から。

まず、町公有財産売却について。

築地6-1181-461、天満765-4、浜ノ宮539-4の3件について一般競争入札を実施する。なお、路線価の下落により昨年度より予定価格が下がっているとのことでした。

ふるさと納税について。

11月28日現在、寄附の受け付けは574件、742万1,172円。寄附金収納済み額は453件、618万6,172円。なお、インターネットによる申し出が約7割、次いでファクス、電話となっているとのことでした。利用者からは、クレジットカードを利用できるようにしてほしいとの要望が

多く、現在その導入を検討中とのことでした。また、礼品については、寄附金額に応じて段階分けするなど、礼品のメニューも含めて内容の見直しを検討中とのことでした。

委員からは、礼品に関する質問や提案のほか、ホームページを見に行くことのない方々への認知度を高めるための戦術として、ふるさと納税のPRポスターや町の封筒への印字、ツイッターの活用、公用車にマグネットシートを張るなどの企画が提案されました。

紀伊勝浦駅エレベーター設置工事について。

今年度は実施設計までで、工事は来年度になる見込み。財政的に町の負担が有利な方法を検討中とのことでした。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（森本隆夫君） 次に、厚生常任委員長より報告を求めます。

6番湊谷君。

○厚生常任委員長（湊谷幸三君） それでは、報告をいたします。

まず最初に、去る10月9日から11日までの3日間の先進地視察を行いましたので、このことについて先に御報告いたします。

参加者は、委員全員と福祉課長、住民課長、それに病院から喜田課長と佐藤看護部長が参加しております。

10月9日午前8時に役場を出発し、午後1時30分に最初の訪問先のみよし市民病院に到着いたしました。調査事項について説明を受け、質疑応答の後、施設を見学させていただきました。みよし市は、人口5万9,000人、面積は32平方キロメートルで、自動車関連産業の進出を初め大規模な宅地開発により村から町へ、町から市へと発展してきたところです。病院の施設概要ですが、新築移転工事が平成13年3月に2年間かけて完成。事業費は79億8,700万円で、その後平成19年に増築工事を4億9,900万円かけて行っております。繰入金については、平成24年度で保健衛生行政負担金、緊急事業費負担金、他会計負担金、企業債元金負担金、建設改良費負担金として合計4億7,400万円ほどを受け入れておりますが、本町でいう繰入金は2億3,000万円で、当年度欠損金は1億2,500万円となっておりますが、本町の温泉病院とほぼ同じですが、繰越欠損金はプラスの1,600万円とのことでした。医師の確保については、院長が取り組んでいて充足されているようですが、また診療科別にそれぞれ異なった大学、静岡とか岐阜とか三重県も含めて、愛知県も含めて、いや、ここは愛知県ですけど、静岡県、愛知県、三重県と岐阜県も含めて医学部を持った大学が多いことから、診療科別にそれぞれ異なった大学から医師が派遣されているとのことでした。病院内に市直営の訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び在宅介護支援センターを設置していきまして、特に訪問看護ステーションでは家庭において介護の必要な高齢者等に医師の指示により看護師が家庭訪問し、療養上の世話や医療処置を行っており、介護に従事している人へも安心感を与えているということで、病院内を案内してもらいましたが、患者と医療スタッフとの動線が交わらないよう工夫されていたのが印象的でした。

次に、2日目は、伊東市の環境美化センター焼却炉整備事業について研修をさせていただきます。

した。この事業は、既存の焼却炉が老朽化したために更新をする事業で、施設を稼働しながらの工事なので大変なようです。伊東市の人口は7万1,000人。宿泊客が平成24年度は261万人となっております。環境美化センターは昭和59年より稼働していて、施設の老朽化が進んでいるので、平成23年度12月議会で更新の議決をし、26年度末完成の予定だそうです。既存の施設は、荏原製作所製でありましたが、事業者の選定はプロポーザル方式により行い、最終的に従来の会社とプランテックという2社の応募があり、選考の結果、プランテックの堅型ストーカ式焼却炉を採用することになったとのこと。両社ともほとんどの項目で差異がなかったが、金額に大きな開きがあったということで、堅型は従来の横型に比べてコンパクトで場所をとらないという利点もあった。美化センターの燃焼方式は71トンの炉を24時間稼働させ、ごみピットが満杯になれば、2炉142トンで燃焼させ、ごみが減れば1炉に戻すことを繰り返し、設備の劣化とダイオキシンの発生を抑え、なおかつ焼却能力の少ない炉で対応できるというメリットがあるとも言っていました。また、24時間連続して焼却することによって発電等の余熱利用も可能となり、本町の新クリーンセンター建設に際して大いに参考にしたいものだと思っております。

3日目は、吉田町で新すみれ保育園の建設における津波避難対策についての考え方を聞きたいと思いましたが、建設地の海拔は6.7メートルで津波浸水区域外のため、園舎内に母子専用避難センター、2カ所の救護室、備蓄倉庫と屋外に4,000平方メートルの広場があります。広場は一時的な避難場所としてではなく、仮設住宅の建設地としても位置づけているそうです。津波による浸水が予測される保育園については、町内19カ所の避難場所の一つを指定し、毎月訓練を実施しているとのこと。吉田町は、面積が20平方キロメートル、人口は3万人の大井川右岸の町で、静岡県想定では人口3万人のうち1万7,000人が死亡するということが発表され、それに伴って町独自で津波ハザードマップを作成し、総事業費60億円の巨費を投じて15基の避難タワーの建設に取りかかり、既に3基が完成しています。その他は工事中で、完成すれば1万7,000人の収容が可能になるとのことでありました。避難タワーの一つを見学しましたが、収容人員が1,200人の施設で、歩道がある道路をまたいで建設されていて、用地費の軽減になり、工夫がされていると思えました。

そういうことで、これで先進地視察の報告を終わりたいと思います。

次に、厚生常任委員会報告を行います。

去る11月28日午前9時30分に厚生常任委員会を開会いたしました。出席者は委員全員と担当課でございます。

まず、所管事務調査、福祉施設の実態についてでございますが、南紀園改築の10月末時点の進捗状況は、10月の台風による雨の影響も重なり、支障の出た工種もありましたが、建築工事の完了予定である1月末に向けて進捗率を上げていく予定となっております。出来高予定69.67%のところ、現進捗率は52.20%だそうです。南紀園跡地の財産処分については、各市町村とも太地町で購入してもらおうのが妥当ではないかとの意見でございます。今後、解体等の費用等調査したいということです。南紀園の竣工式は、平成26年3月16日日曜日の予

定です。新南紀園の備品購入については、特殊なものを除き、各市町村から各備品ごとの登録業者を提出してもらい、郵送入札により実施したいということだそうでございます。

また、下里保育所新築工事の進捗状況は、本体建物工事が70%で、全体として60%とのことでございます。

介護保険制度の状況についてでございますが、社会福祉法人紀友会が地域密着型小規模特別養護老人ホームの入札を11月3日に実施しておりまして、株式会社ケイズが4億1,160万円で落札しております。

次に、環境衛生施設の実態についてでございます。環境係の関係については、町指定ごみ袋の購入価格は45リットル家庭用で44%上昇していて日々変動中で、来年4月から200円のところ210円か220円で販売することを検討しているということです。

現クリーンセンターの関係についてでございます。クリーンセンター運営委員会を11月11日月曜日に開催いたしました。排出ガスが適正範囲に挟まっているなどの各種検査結果を報告しました。ちなみに天満区役員が4名運営委員として入っているそうでございます。上半期における資源ごみの処理状況は、出来高が1割程度減少する中で、入札価格が低下し、雑入としての受け入れは前年の60%にとどまっているそうでございます。また、1号破碎機整備工事は、2,549万4,000円で契約したとのことでした。

次に、新クリーンセンターの関係についてでございます。10月23日から1泊2日で太地町と合同で関係3地区、これは二河区、市屋区、森浦区でございますが、及び関係3漁協、和歌山東漁協、勝浦漁協、太地漁協の計36名で三重県伊賀南部クリーンセンターと岐阜県山県市クリーンセンターを視察いたしております。伊賀南部クリーンセンターは、面積3万6,000平方メートル、事業費41億4,000万円です。燃焼方式は、流動床でございます。山県市クリーンセンターは、事業費38億6,000万円で、燃焼方式はストーカ方式でございます。

次に、那智勝浦町一般廃棄物ごみ処理基本計画の概要説明を受けましたが、その中でここ数年の1人1日当たりのごみ排出量が記載されていて、平成23年度の本町の排出量は1人1日当たり1,244グラムで、全国平均は975グラム、和歌山県での平均は1,034グラムということで、それを上回っております。これは交流人口が多いということも原因の一つと言われておりますが、那智勝浦町民は環境意識が著しく希薄だということではないとは思いますが、全国平均、あるいは県平均を大きく上回っております。

し尿処理施設大浦浄苑に係る三川協議会を11月12日火曜日、教育センターで開催。諸報告を行い、承認されたということでございます。

次に、紀南環境広域施設組合について。

11月6日水曜日、組合議会臨時会が開催され、議長に田辺市議長、副議長に新宮市議長を選任し、全議案を原案どおり承認したということです。

次に、後期高齢者医療広域連合について。

11月19日火曜日に幹事会が開催され、後期高齢者保険料の暫定案について協議。高齢者に係る保険料案について、5市町から意見や要望が出され、暫定案の保険料額の算定基礎や保健事

業、人間ドックや肺炎球菌ワクチン接種助成について、1月に予定されている幹事会に改めて暫定案の算出根拠や保健事業への取り組み方針などを提示することで終了いたしました。

出された意見の要旨は、上昇した根拠が不明、抑制の方針が見られないなど、高齢者の年金削減等により、各市町村は保険料の値上げに慎重な対応になっているとのことです。示された案は、保険料を4万3,600円から4万6,600円にするというもので、3,000円を値上げするということのようにございます。

次に、戸籍関係についてでございます。

戸籍関係の証明書等の本人通知制度を来年3月1日より施行します。これは住民票の不正請求を防止するための制度であるということでもあります。

次に、病院の経営状況及び診療体制についてでございます。

医師の異動については、内科の西山医師が12月31日に退職し、1月1日からリハビリテーション科の吉岡医師が着任いたしますが、担当する診療科は未定であるということです。

職員の採用ですが、医療系事務職が長期療養中のため1名を採用。オーダリングシステムのサーバー管理のため1名、看護師の補充で新卒2名、ほか1名の3名を採用の予定だそうでございます。

経営状況ですが、10月の入院収益は8,380万4,259円で、外来収益は5,807万5,058円、前月と比べてそれぞれ増となっております。累計でも入院収益、外来収益とも増となっており、しかしながら純利益は累計で3,915万1,373円のマイナスでございまして、それでも前年度と比べると3,637万1,903円赤字が減少しております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 次に、経済常任委員長より報告を求めます。

8番東君。

○経済常任委員長（東 信介君） それでは、経済常任委員会の報告させていただきます。

11月28日9時30分より経済常任委員会を開催し、出席者は委員全員と担当課です。

まず最初に、商工業の振興について。

セーフティーネット保証5号、これは認定件数は9月から10月まで7件ありました。

次に、空き店舗活用事業、これは応募件数は申請なしということです。

次に、消費者問題啓発事業、10月10日、福祉健康センターにおいて介護事業所職員と民生委員を対象とした消費者啓発講座を開催いたしました。

次に、消費者問題啓発パンフレットを作成し、10月21日に全戸配布いたしました。

次に、観光振興について。

観光の動態ですが、これは伊勢の遷宮で伊勢市から勝浦への観光客がふえているとのことで報告を受けました。

次に、JRプレデスティネーションキャンペーン、9月14日から12月13日までの開催で、9月15日、プレキャンペーンオープニングイベント、これはJR大阪駅で行いました。国定観光大使と平安衣装による那智勝浦町のPRを行いました。10月2日、和歌山デスティネーション

キャンペーン全国宣伝販売促進協議会、全国の旅行エージェント約400人の前で、マグロの頭造りによるPRを行いました。10月3日から4日、和歌山デスティネーションエキスカージョン、これは勝浦温泉泊の熊野古道ウォーキングを中心としたコース、これは40名の参加がありました。10月12日、ブレデスティネーションキャンペーンイベントで、那智大社で西陽子箏曲コンサートを開催いたしました。

次に、熊野古道ウォーキングセミナー、9月20日、「熊野古道の魅力」を山本殖生氏、「平安衣装で歩く大門坂」、これは大門坂茶屋おかみ、宮本氏による講演があり、192名の参加がありました。

次に、熊野姫旅カフェ、9月21日、「女性が気になる熊野詣」を題に山本殖生氏の講演があり、熊野三山スイーツの紹介や那智勝浦の味わいで季節のシャーベット、ケーキなどの提供をいたしました。尾鷲熊野道路開通、これは9月29日。三重県尾鷲市南浦、尾鷲南インターから熊野市大泊の熊野大泊インターまでの延長18.6キロの自動車専用道路が開通し、車の利便性がよくなったとのことです。

次に、第2回新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン、11月3日、2,682人の参加がありました。

次に、名古屋観光説明会、11月18日、名古屋の観光エージェント、マスコミを集めて来春の商品を中心にしたPRをし、町観光協会、旅館組合、商工会、勝浦漁協、那智勝浦町が参加しました。

次に、熊野スイーツフェスティバル in 那智勝浦、11月23日、24日、バスターミナル第2駐車場で、2日間で8,000人の入場者がありました。

次に、マグロPR事業で、これは出前解体ですが、11月2日、和歌山デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進協議会、これは和歌山市で。10月3日、和歌山デスティネーションキャンペーンエキスカージョンが勝浦で。11月8日、全国棚田サミット、これは有田川です。11月9日、みのかも市民まつり交流会、岐阜県美濃加茂市。11月14日、いよいよ和歌山に行ってみようキャンペーンオープングレセプション、これは東京お茶の水で行い、マスコミやエージェント300人の前でマグロを提供したすしを出したとのことです。

次に、ツアーの対応について。

10月14日、熊野三山めぐりの旅、東海和歌山県人会長初め30人が大門坂初め世界遺産を訪問。これはガイドを実施いたしました。10月23日、白岡高校修学旅行239名、10月24日、川口高校修学旅行35名、11月7日、日旅サービス研修旅行、これは日本旅行の窓口担当を中心に熊野古道、大門坂等世界遺産を視察していただき、ガイドを実施いたしました。

次に、信用金庫旅行について。

10月7日から10日、川口信用金庫の年金旅行320名、10月17日、24日、三条信用金庫の年金旅行160名、10月28日、大田原信用金庫の年金旅行40名、11月5日から14日、浜松信用金庫の年金旅行309名が来勝していただきました。

次に、テレビ放送について。

10月5日、読売テレビ系「あさパラ!」、これはあさパラの中でJTB旅物語特別企画の中で伊勢神宮・新宮参拝&大満足の絶品海鮮2日間という番組だそうで、その中で國定観光大使とバレーボールの川合氏らが勝浦でロケをしたものをJTBの企画と番組と同じ内容のツアーを企画していただき、放送があったとのこと。11月11日、18日、25日、NHK教育ですね、Eテレ、「ロングトレイルを歩く」の番組の中で熊野古道を取り上げていただき、講師に紀行作家シェルパ斎藤氏、生徒に宍戸開、皆藤愛子さんの放送があったそうです。

次に、那智勝浦町PR活動の中で10月16日、近畿6府県情報交換会、これは東京都道府県会館にて行いました。これは都内のエージェント、マスコミ約90人に観光PRを行いました。11月21日、全国スポーツ推進委員研究協議会を和歌山ビッグホエールで行いました。これは全国大会で3,000人規模の会場でブースを設置し、観光PRを行いました。11月28日、紀伊半島観光PR展、これはJR大阪駅で。近畿運輸局主催で台風災害被害地が集まり、復興と観光のPRを行いました。

次に、台風27号による影響。10月27日、第27回あげいん熊野詣を12月15日に延期。同じく10月27日、湯浅町鯖っと鮓まつりの中でのマグロPRが中心になり、宿泊のキャンセルは10月25、26日で1,500人があったとのこと。

次に、今後の予定について。

12月1日、済いません、これは終わったことですね、南紀勝浦C級グルメフェア。12月7日、これは那智の浜の掃除だそうです。12月11日から13日、南紀観光宣伝協議会PRイベント。12月15日、あげいん熊野詣。1月11日、12日、町イチ!村イチ!2014、これは東京国際フォーラムで行われます。1月16日、17日、卓球大会ツナカップ。1月25日、第20回まぐろ祭り。2月11日、国内観光活性化フォーラムin和歌山、これは和歌山のビッグホエールで行われます。3月1日、ミニまぐろ祭り。3月21日、22日、ウルトラC級グルメフェスタ。

次に、農林業の振興について。

農林業関係で、災害復旧事業。10月末現在で台風12号農地農業用施設災害復旧事業、農地53カ所中44カ所完了、6カ所未完了、3カ所廃工、これは自己復旧です。農業用施設42カ所中26カ所完了、10カ所未完了、6カ所廃工、これも自己復旧です。台風12号林道施設災害復旧事業、7カ所完了、1カ所未完了です。平成25年の台風で18号関係で林道大戸妙法線路側決壊21メートルですか、12月中に国の査定予定があるそうです。

次に、経営所得安定対策事業。旧戸別所得補償のことですが、申請件数159件、申請面積80ヘクタール、これは現地調査が1回目が7月22日から8月9日、2回目が10月8日から10月11日に行われました。

次に、人・農地プラン作成関係。各農業集落で農地農業に関する話し合いを行い、地域のプランを作成。現在4プラン、下和田、中里・庄、南大居、大野についての地区で話し合いを終了し、12月に検討会を実施する予定です。

次に、青年就農給付金。これは給付額年間150万円で、農業を始めてから経営が安定するまでの方です。原則として45歳未満で独立自営就農する方、就農する市町村の人・農地プランに

位置づけられてる方、就農後の総所得が250万円未満の方です。

次に、小規模土地改良事業。平成25年度は二河、井関、下和田、市屋の4カ所です。

次に、鳥獣害対策関係。有害鳥獣捕獲実績は、鹿465頭、イノシシ203頭、猿48頭、アライグマ10頭です。緊急雇用の鳥獣害の防止隊事業で、10月より熟練者が2名、育成者が1名体制で活動中です。捕獲実績は、鹿が43頭、イノシシ30頭、猿3頭、ハクビシン2頭、アライグマ6頭です。那智勝浦町鳥獣害対策実施隊の編成、今年度3回実施し、12月8日に4回目を実施予定です。現在までの実績は、鹿11頭、イノシシ2頭、猿2頭です。次に、大型猿おり設置、これは南平野と中里地区の2カ所に設置、ただいま運用中です。

次に、水産業関係について。

マグロの水揚げについて、一昨年の4月から9月に比べ、本年度の4月から9月は、マグロ関係は好調とのことの報告を受けました。

以上で経済常任委員会の報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 次に、建設常任委員長より報告を求めます。

11番中岩君。

○建設常任委員長（中岩和子君） それでは、建設常任委員会から報告をさせていただきます。

11月28日委員会、出席者、担当課と全委員です。

議件、所管事務調査、都市計画実施状況と町道管理についてと河川港湾管理について報告します。

平成25年9月13日以降の入札関係は、計7件。災害関係、町発注44件中、うち31件完成、13件工事中。県発注うち76件完成、24件工事中、6件準備中だそうです。国交省関係の発注分は、鳴子谷川以外は第2堰堤発注済み、また入札準備中であります。陰陽川につきましては、来年早い時期となるそうです。

那智勝浦道路川関一市屋間工事は、現在13件の工事が行われております。トンネルは8件のうち7件が着工しております。那智勝浦道路すさみ一太地間は、平成25年度中の事業化を要望しております。

県道那智山勝浦線歩道整備は、体育文化会館前の交通安全工事は700メートル完成、200メートルは工事中であります。

町営住宅関係では、12月20日完成予定であります、さきに発注した分は予定より早く進んでいるとのこと、現在入居者申し込みは、12世帯となっております。

また、広報けんせつで災害復旧工事で発生した岩石を町民の方で希望される方に無償でお渡ししますとの広報がされます。申し込みにつきましては、那智勝浦町に住所を有する個人で、町指定の申込用紙を出していただき、添付する書類は住民票の写し、岩石を使用する場所の位置がわかる図面、また岩石利用完了後の形状を示す図面、施工等を行う場合には必要に応じて関係法令、条例を厳守していることと証明する許可書や書類、搬出先が私有地の場合、土地所有者の同意書、承諾書が必要などの報告を建設課より受けました。

水道事業につきましては、発注状況、上水2件完成、1件入札済み、1件12月入札予定。簡

水については、3件完成、1件入札済み。災害復旧事業は、2件工事中。那智勝浦道路関連による移設工事は、2件工事中、1件26年度となるそうです。簡易水道統合整備事業では、1件完成、1件入札済み、1件は10月9日に入札を行いました。9社中7社の辞退があり、残り2社とも入札額が合わず、不調となりました。その理由は、他の工事が多発しているため、監督さんや人手が足りない。また、機材、材料等の高騰していると、今年度の工事が終わる3月ごろに再度入札を予定しているとのこと。

次に、滞納整理状況。督促状送付件数は、上水1,463人、簡水204人、汚水7。給水停止予告通知書送付件数は、上水47、簡水7となっていると水道課より報告を受けました。

以上で建設常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 以上で常任委員会報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（森本隆夫君） 日程第7、委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

総務、厚生、経済、建設の各常任委員長及び議会運営委員長から、その所管事務について引き続き調査研究を行う必要があるため次の定例会まで継続調査の申し出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 閉会中の継続調査要求

○議長（森本隆夫君） 日程第8、閉会中の継続調査要求を議題とします。

議会広報編集委員長から、議会広報編集事務について閉会中も引き続き調査を行う必要があるため次の定例会まで継続調査の申し出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

議会広報編集委員長からの申し出のとおり次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、議会広報編集委員長からの申し出のとおり次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議員派遣について

○議長（森本隆夫君） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、平成26年成人式等に議員を派遣したいと思います。御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

なお、閉会中において議長及び議員の調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、閉会中において議長及び議員の調査、会議等で必要な出張については議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回那智勝浦町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時12分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

平成25年第4回定例会は、去る11月27日から12月4日、本日までの8日間の会期をもって終了いたしました。

今会期は、来る22日の首長選挙並びに議員補欠選挙の関係上、変則でありましたが、早めて会議を予定、執行させていただきました。各位におかれましては、精力的に審議を深めていただきありがとうございました。当局におかれましては、26年度の予算編成に当たり、各定例会に寄せられました提案、意見が十分反映されるよう御配慮いただきたく存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

来る21日、任期満了をもって笠松教育長が退任されます。教育行政の重責を果たしていただき、まことにありがたく、深く御礼申し上げます。ありがとうございました。今後も変わりなく御指導、御鞭撻をお願いしたいと思います。

また、ことしの夏は猛暑ということで大変暑うございました。けれども、風雨の時期につきましては、全国各地で災害が起きましたけれども、当町におきましては避難勧告が数回出ましたけれども、災害に遭うことがなかったように喜んでおります。

なお、井関、市野々の町営住宅は、今月20日に完成されると報告がありましたけれども、皆

さんは新年に使用ができ、正月を過ごせることと存じます。本当に喜んでおられると思います。

なお、災害の復旧、復興事業につきましては、国、県による事業が大半であります。当局も付随する諸事業に積極的な取り組みをやり、地域が安心・安全な町の地域づくりを目指していただきたいと思っております。

今年もあとわずかになりました。寒さが厳しくなるという予想ではございますけれども、皆様方には十分体に気配りをいただきまして越年されますようお願い申し上げます。

なお、先ほど御可決いただきました議員派遣の3件につきましても、皆様方の出席をよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、挨拶とします。ありがとうございました。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 閉会の御挨拶をさせていただきます。

去る11月27日開会いたしました第4回定例会におきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて慎重なる御審議を賜り、心より感謝をいたします。

頂戴いたしました質疑、御意見を十分に生かしつつ、御承認いただいた趣旨に沿って行政に反映させてまいりたいと考えます。そして、ことしで笠松教育長におかれましては、長い教育行政に御尽力賜りましたが、退任ということで、今後とも那智勝浦町の教育行政に対しまして御指導をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

そして、年始にかかけましては恒例の成人式並びに消防出初め式を初め、新春早々に予定しておりますので、ぜひ御臨席を賜りますようお願い申し上げます。

これから寒さが厳しくなっております。議員の皆さんにおかれましては何かと御多用の年末、どうか風邪などお引きにならないよう十二分に御自愛ください。来るべき新春が皆様方にとりまして実り多い年となり、また那智勝浦町にとりまして平和な一年でありますことを心からお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

那智勝浦町議会議長 森 本 隆 夫

会議録署名議員 左 近 誠

会議録署名議員 荒 尾 典 男